第百四十二条第三項第二号の次に次の一号を加える。
三　監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
第百四十八条第三項中「前項第三号」を「同項第三号」に改める。
第百五十一条中「第五百九条第二項」を「第五百九条第三項」に改め、同条第五号中「第百十六条第五項」の下に「、第百八十二条の四第四項」を加える。
第百五十二条中「第五百三十六条第一項第二号」の下に「及び第三号イ」を加える。
第百六十八条第一項に次の一号を加える。
五　社債取得者が法第百七十九条第三項の規定による請求により当該会社の社債を取得した者である場合において、当該社債取得者が請求をしたとき。
第百六十八条第二項中「社債取得者が社債券を提示して請求をした」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。
一　社債取得者が社債券を提示して請求をした場合
二　社債取得者が法第百七十九条第三項の規定による請求により当該会社の社債を取得した者である場合において、当該社債取得者が請求をしたとき。
第百七十九条中「第七百六十三条第十二号イ及び」を「第七百六十三条第一項第十二号イ及び」に改め、同条第一号中「第七百六十三条第十二号イ」を「第七百六十三条第一項第十二号イ」に改め、同号イ中「第七百六十三条第十二号イ」を「第七百六十三条第一項第十二号イ」に改め、同号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。
第百八十二条第四項第二号ホ中「（明治三十一年法律第十四号）」を削り、同号ヘ及びト中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同項第三号中「第一号ロからニまで」を「第一号イからニまで」に改め、同項第四号ロ中「第二号ホからチまで」を「第二号イ及びホからチまで」に改める。
第百八十四条第四項第二号ヘ及びト中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同項第三号中「第二号ホからチまで」を「第二号イ及びホからチまで」に改める。
第百八十七条中「第七百八十四条第三項」を「第七百八十四条第二項」に改める。
第百八十八条第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。
第百八十九条第二号及び第三号を次のように改める。
二　吸収分割株式会社における次に掲げる事項
イ　法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条の規定による手続の経過
三　吸収分割承継会社における次に掲げる事項
イ　法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第七百九十七条の規定及び法第七百九十九条（法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過
第百九十条第二号及び第三号を次のように改める。
二　株式交換完全子会社における次に掲げる事項
イ　法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条の規定による手続の経過
三　株式交換完全親会社における次に掲げる事項
イ　法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第七百九十七条の規定及び法第七百九十九条（法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過
第百九十六条中「第七百九十六条第三項第二号」を「第七百九十六条第二項第二号」に改める。
第百九十七条中「第七百九十六条第四項」を「第七百九十六条第三項」に改める。
第百九十九条第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。
第二百条第二号及び第三号を次のように改める。
二　吸収合併消滅会社における次に掲げる事項
イ　法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第七百八十五条及び第七百八十七条の規定並びに法第七百八十九条（法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過
三　吸収合併存続株式会社における次に掲げる事項
イ　法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第七百九十七条及び第七百九十九条の規定による手続の経過
第二百一条第三号を次のように改める。
三　吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項
イ　法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
ロ　法第七百九十七条及び第七百九十九条の規定による手続の経過
第二百五条第一号イ中「第七百六十三条第六号」を「第七百六十三条第一項第六号」に改め、同条第二号中「第七百六十三条第十二号又は」を「第七百六十三条第一項第十二号又は」に改め、同号イ中「第七百六十三条第十二号イ」を「第七百六十三条第一項第十二号イ」に改め、同条第三号中「第七百六十三条第一項第十二号ロ」に改め、同号ロ中「第七百六十三条第十二号ロ」を「第七百六十三条第一項第十二号ロ」に改め、同条第三号中「第七百六十三条第一項第六号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改める。
第二百八条第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。
第二百九条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二　法第八百五条の二の規定による請求に係る手続の経過
第二百十条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二　法第八百五条の二の規定による請求に係る手続の経過
第二百十一条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二　法第八百五条の二の規定による請求に係る手続の経過
第二百十六条中「第五百三十六条第一項第二号」の下に「及び第三号イ」を加える。
第二百十七条の見出しを「（株主による責任追及等の訴えの提起の請求方法）」に改める。
第二百十八条の見出しを「（株式会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）」に改め、同条第二号中「請求対象者」を「法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に改め、「（法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）」を削り、同条の次に次の六条を加える。
（旧株主による責任追及等の訴えの提起の請求方法）
第二百十八条の二　法第八百四十七条の二第一項及び第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。第二百十八条の四第二号において同じ。）の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。
一　被告となるべき者
二　請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実
三　株式交換等完全親会社の名称及び住所並びに当該株式交換等完全親会社の株主である旨